

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	ひとり親家庭等医療費助成に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>山鹿市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
山鹿市長

公表日
令和8年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成する事務。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)世帯台帳情報ファイル、(2)個人台帳情報ファイル、(3)所得情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項及び第19条6号 ・山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条第1項別表第1の1の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号利用条例別表第2の14の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 子ども課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月27日	評価実施機関	山鹿市教育委員会	山鹿市長	事後	評価実施機関の変更
平成29年2月1日	I-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条	事後	主務省令の追記
平成29年2月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :13、16、116の項(情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第12条 (情報提供の根拠) :なし	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :13、16、116の項(情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第10の3、12、59条の2 (情報提供の根拠) :なし	事後	主務省令の追記
平成29年2月1日	II-1対象人数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	II-2取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	課長 村上武	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :13、16、116の項(情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第10条の3、第12条、第59条の2 (情報提供の根拠) :なし	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :13、16、116の項(情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第10条の3、第12条、第59条の2 (情報提供の根拠) :なし	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-5-①部署	福祉部 福祉支援課	福祉部 子ども課	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-3 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という) ・第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例(平成27年山鹿市条例第35号。以下「番号利用条例」という。) ・第3条第1項 別表第1の1の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条第1項別表第1の1の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	Ⅱ-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	Ⅱ-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	Ⅳ-8 判断の根拠	-	2) 十分である ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	Ⅳ-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の改正に伴うもの
令和7年12月15日	Ⅱ-1対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年12月15日	Ⅱ-2取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和8年10月27日	Ⅰ-1-②事務の概要	山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成する。	山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成する事務。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	Ⅰ-1-③システムの名称	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	Ⅰ-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項及び第19条6号	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	Ⅱ-1対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年9月1日 時点	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	Ⅱ-2取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年9月1日 時点	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に伴うもの